

写真ギフト券をお持ちのお客様へ

平素より日本写真振興株式会社の「写真ギフト券」をご愛顧いただきありがとうございます。

弊社が発行しておりました「写真ギフト券」(1000円券)について、事業終了に伴い、資金決済に関する法律第20条1項に基づき、払戻しを行います。

お手数をおかけしますが、未使用の「写真ギフト券」をお持ちのお客様は、払戻しの申出期間中にお申し出をいただきますようお願い申し上げます。なお、申出期間経過後に払戻しのお申し出をいたしましても、払戻しに応じられませんので、お忘れのないようご注意ください。

1 払戻しの対象となるギフト券

写真ギフト券 1,000円券

2 申出期間

2013年12月10日～2014年3月10日

※ 最終日当日の消印有効。

※ 上記申出期間に申出されないお客様は、本払戻し手続から除斥されます。

3 申出方法

ギフト券をお持ちのお客様は、任意の用紙に、お客様の氏名、住所、電話番号、振込先口座、ギフト券を購入した店名及び購入時期を明記の上、下記お問合せ先まで、ギフト券とともにご郵送ください。

4 払戻し方法

ギフト券の有効要件等を確認させていただいた上で、申出期間終了後に、券面金額及び送料相当額(ギフト券を郵送する際にかかった費用)をご指定いただいた口座にお振り込みいたします。

5 お問合せ先

〒160-0004

東京都新宿区四谷3-2-2 TRビル7階 マザーシップ法律事務所

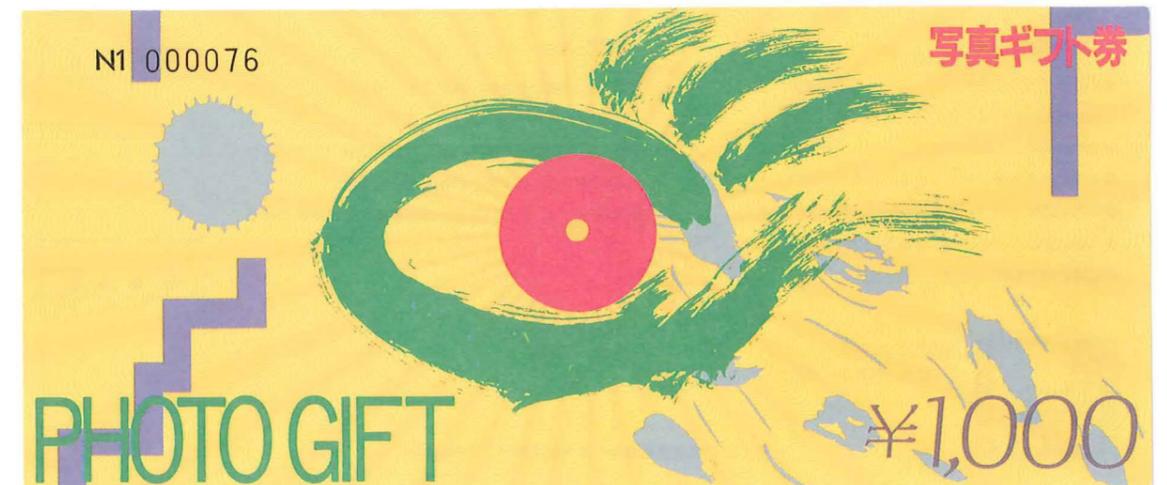
日本写真振興株式会社 清算人代理人弁護士 小海 範 亮

担当事務 乾 (いぬい)

TEL 03-5367-5142 FAX 03-5367-3742

(受付時間：土日祝日及び12月28日から1月5日までを除く

月曜日から金曜日までの11:00～17:00)



【注意事項】

- ① 発行店印や発行日の記載がないギフト券などギフト券の有効要件を満たしていないギフト券については、ギフト券の購入時期や購入の経緯について書面でご質問させていただくことがありますので、ご協力をお願い申し上げます。
- ② 本払戻し手続は、市場に流通する未使用のギフト券を対象としております。加盟店の保管するギフト券の払戻しは、本払戻し手続の対象外となりますので、ご注意ください。
- ③ 本払戻し手続に伴う公告または告知は、写真ギフト券に関わる、すでに時効消滅した私法上の債務について、時効中断事由としての債務承認をするものではありません。